

無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険

普通保険約款

無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険 普通保険約款

目次

基本用語のご説明	4
この保険の趣旨	6
1. 責任開始日・保険期間	6
第1条（責任開始日）	6
第2条（保険証券）	6
第3条（保険期間）	6
2. 給付金・保険金の支払い	7
第4条（給付金・保険金の支払い）	7
第5条（給付金・保険金の支払いに関する補則）	7
第6条（給付金・保険金を支払わない場合）	8
第7条（給付金・保険金の請求手続き）	9
3. 保険料の払込み	10
第8条（保険料の払込み）	10
第9条（保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱い）	10
第10条（保険料の払込方法〈経路〉）	10
4. 保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効	10
第11条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）	10
第12条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）	11
5. 保険契約の解約	11
第13条（保険契約の解約）	11
第14条（解約返戻金）	11
第15条（未経過保険料の払戻し）	11
6. 給付金・保険金の受取人による保険契約の存続	11
第16条（給付金・保険金の受取人による保険契約の存続）	11
7. 保険料の増額または給付金額・保険金額の減額、給付金・保険金の削減支払い	12
第17条（保険料の増額または給付金額・保険金額の減額）	12
第18条（給付金・保険金を削減して支払う場合）	12
8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効	12
第19条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）	12

9. 告知義務および告知義務違反による解除	12
第 20 条（告知義務）	12
第 21 条（告知義務違反による解除）	13
第 22 条（保険契約を解除できない場合）	13
10. 重大事由による解除	14
第 23 条（重大事由による解除）	14
11. 保険契約の更新	14
第 24 条（保険契約の更新）	14
第 25 条（更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合）	15
12. 給付金・保険金の受取人	15
第 26 条（保険金受取人の代表者）	15
第 27 条（保険金受取人の変更）	15
第 28 条（遺言による保険金受取人の変更）	15
第 29 条（給付金受取人の死亡）	15
第 30 条（保険金受取人の死亡）	16
13. 保険契約者	16
第 31 条（保険契約者の変更）	16
第 32 条（保険契約者の住所の変更）	16
14. 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理	16
第 33 条（契約年齢の計算）	16
第 34 条（契約年齢および性別の誤りの処理）	16
15. 契約者配当	17
第 35 条（契約者配当）	17
16. 時効	17
第 36 条（時効）	17
17. 保険契約の消滅	17
第 37 条（保険契約の消滅）	17
18. 管轄裁判所	17
第 38 条（管轄裁判所）	17
<別表 1> 給付金額 40 万円が支給される女性疾病	18
<別表 2> 給付金額 20 万円が支給される女性疾病	19
<別表 3> 給付金額 10 万円が支給される女性疾病	20
<別表 4> 請求書類	21

【 基礎用語のご説明 】

約款

ご契約からお支払いまで、この保険契約のいろいろなとりきめを記載したものです。

保険契約者

会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利(契約内容の変更などを請求する権利)と義務(保険料を払込む義務)を持つ人のことをいいます。

被保険者

保険の対象として保障がつけられている人のことをいいます。

給付金・保険金受取人

給付金・保険金を受取る人のことをいいます。

少額短期保険募集人

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる人(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。)のことをいいます。

主契約

保険契約のベースとなる部分のことをいいます。主契約は、必ず契約しなければなりません。

特約

主契約に付加して契約することにより、主契約の保障内容をさらに充実させたり、主契約と異なる特別なお約束をすることができます。ただし、特約のみで契約することはできません。

責任開始日

会社が保障を開始する日のことをいいます。

契約日

契約年齢や保険期間等の計算の基準日のことをいいます。

保険期間

保険契約が有効な期間のことをいいます。この期間内に支払事由が発生した場合に限り、会社から給付金・保険金がお支払いされます。

給付金・保険金

被保険者が支払事由に該当されたときに会社からお支払いするお金のことをいいます。

保険料

保険契約者から会社にお払込みいただくお金のことをいいます。

保険料の払込期月

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。

保険料の払込猶予期間

保険料が払込期月内に払込まれなかった場合でも、保険契約の効力は、すぐに失われるのではなく、一定の期間保障は有効に継続します。この期間のことを払込猶予期間といいます。払込期月に保険料のお払込みができなかった場合は、必ずこの期間にお払込みください。

失効

保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、保険契約の効力が失われることをいいます。

復活

失効した保険契約の効力を元に戻すことをいいます。

保険証券

ご契約いただいた給付金額・保険金額や保険料等、ご契約内容を具体的に記載したものです。

無配当一時金給付型女性特定疾病医療保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、以下の給付金・保険金の支払いを保障するものです。

- ① 保険期間中に被保険者が所定の女性疾病の治療のため2日以上継続した入院をしたとき女性疾病入院一時給付金
- ② 保険期間中に被保険者が死亡したとき死亡保険金

1. 責任開始日・保険期間

第1条（責任開始日）

1. 会社は、申込みを承諾した保険契約について、次の各号に定める日を会社の責任が開始する日（以下「責任開始日」といいます。）とします。
 - (1) 保険契約者が保険契約申込書類（以下「申込書類」といいます。）を郵便で提出し申込みをする場合
申込書類を封入した郵便物に押印された発送消印日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
 - (2) 保険契約者が申込書類を少額短期保険募集人に提出し申込みをする場合
申込書類を少額短期保険募集人が受領した日を基準に、その日が属する月の翌々月1日
2. 責任開始日を契約日とします。
3. 保険契約の申込みを承諾したとき、会社は、保険証券を発行します。なお、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、前項に定める契約日を記載します。

第2条（保険証券）

1. 前条（責任開始日）第3項に定める保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または商号
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 女性疾病入院一時給付金の受取人および死亡保険金の受取人（氏名または商号を特定する場合は、その氏名または商号）
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 女性疾病入院一時給付金額および死亡保険金額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日

第3条（保険期間）

1. この保険契約の保険期間は、契約日から起算して1年とします。

2. 給付金・保険金の支払い

第4条（給付金・保険金の支払い）

1. この保険契約において支払う給付金・保険金の種類、給付金・保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)および支払金額は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払金額
女性疾病入院一時給付金	被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に発病した<別表1>から<別表3>に定める疾病(以下「女性疾病」といいます。)の治療を目的として、日本国内の病院または診療所に、2日以上継続して入院したとき	<別表1>の女性疾病に該当する場合 1回の入院につき 40万円 <別表2>の女性疾病に該当する場合 1回の入院につき 20万円 <別表3>の女性疾病に該当する場合 1回の入院につき 10万円
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に、死亡したとき(ただし、責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として、死亡した場合を除きます。)	100万円

注)「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所のことをいいます。
「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 女性疾病入院一時給付金の受取人(以下「給付金受取人」といいます。)は、被保険者とします。
3. 死亡保険金の受取人(以下「保険金受取人」といいます。)は、死亡時における被保険者の法定相続人とします。ただし、保険契約締結の際または保険期間中に特に保険契約者が指定し、被保険者が同意したときは、その者とします。なお、指定できる保険金受取人の範囲は、被保険者の三親等以内の親族に限ります。
4. 保険契約者が法人の場合、保険契約締結の際または保険期間中に保険契約者が特に指定し、被保険者が同意したときは、前2項の規定にかかわらず、給付金受取人および保険金受取人を保険契約者とすることができます。

第5条（給付金・保険金の支払いに関する補則）

1. 女性疾病入院一時給付金の支払いについて、次の各号に定める支払いの制限があります。
- (1) この給付金を支払うこととなった入院の開始日から起算して183日以内(以下「給付金のお支払いができない期間」といいます。)に、被保険者が再度支払事由に該当する入院をした場合、その入院の原因となった女性疾病の種類を問わず、会社は、重複してこの給付金を支払いません。
 - (2) この給付金を支払うこととなった入院の開始日から起算して184日目(以下「給付金のお支払いを再開する日」といいます。)に、被保険者が支払事由に該当する入院をしていた場合、会社は、「給付金のお支払いを再開する日に」治療していた女性疾病の種類にもとづき、新たにこの給付金を支払います。
 - (3) 前号の規定によりこの給付金を支払った場合、「給付金のお支払いを再開する日」をこの給付金を支払うこととなった入院の開始日とみなします。
2. 被保険者が女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる女性疾病を併発していた場合、その入院の直接の原因となった女性疾病にもとづき、この給付金を支払います。ただし、入院の原因となった女性疾病が複数あり、それぞれの女性疾病が<別表1>から<別表3>をまたぐときは、最も給付金額が高い<別表>に該当する女性疾病が入院の原因となったものとみなして、この給付金を支払います。
3. 被保険者が女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始した後に、異なる女性疾病の治療を開始した場合であっても、入院の直接の原因となった女性疾病にもとづき、この給付金を支払います。
4. 第1項第(2)号の規定により女性疾病入院一時給付金を支払う際に、<別表1>から<別表3>をまたぐ異なる女性疾病を併発しており、かつ「給付金のお支払いを再開する日」にいずれの治療もしていたときは、最も給付金額が高い<別表>に該当する女性疾病が入院の原因となったものとみなして、この給付金を支払います。

5. 被保険者が女性疾病以外の傷病を原因として入院を開始した場合であっても、その入院中に女性疾病の治療を開始したときは、その治療を開始した日を入院の開始日とみなして、女性疾病入院一時給付金を支払います。
6. 被保険者が責任開始日前に発病した女性疾病の治療を目的として入院した場合であっても、責任開始日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始日以後の原因によるものとみなして、女性疾病入院一時給付金を支払います。
7. <別表2>および<別表3>に定める妊娠、分娩および産褥の異常による入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして、<別表2>または<別表3>にもとづき、この給付金を支払います。
8. 被保険者が責任開始日前に発病した疾病または受傷した傷害を原因として死亡したとしても、責任開始日から起算して2年を経過した後に死亡したときは、その死亡は、責任開始日以後の原因によるものとみなして、死亡保険金を支払います。
9. 被保険者の生死が不明の場合であっても、戸籍法第89条にもとづく認定死亡と認定されたとき、または民法第30条に定める失踪の宣告がされ、同法第31条に定める失踪の宣言の効力が発生したときは、被保険者が死亡したものとみなして死亡保険金を支払います。

第6条（給付金・保険金を支払わない場合）

1. 支払事由に該当しても、次に定める場合には、給付金・保険金を支払いません（以下「免責事由」といいます。）

種類	免責事由
女性疾病入院一時給付金	次のいずれかの事由により、被保険者が支払事由に該当したとき (1) 被保険者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争またはその他の変乱
死亡保険金	次のいずれかの事由により、被保険者が死亡したとき (1) 保険契約締結初年度の責任開始日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意 (4) 地震、噴火または津波 (5) 戦争またはその他の変乱

2. 被保険者が地震、噴火、津波、戦争またはその他の変乱により女性疾病入院一時給付金または死亡保険金の支払事由に該当した場合であっても、これらの事由により給付金および保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、給付金または保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
3. 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の保険金受取人に支払い、支払わない部分に未経過保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
4. 女性疾病入院一時給付金の免責事由に該当した場合であっても、この保険契約は、継続します。
5. 死亡保険金の免責事由に該当した場合、この保険契約は消滅し、未経過保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。

第7条（給付金・保険金の請求手続き）

1. 保険契約者または給付金・保険金の受取人は、女性疾病入院一時給付金または死亡保険金の支払事由が発生したことを知ったときには、遅滞なく会社に通知してください。
2. 給付金・保険金の受取人は、会社所定の書類<別表4>を会社に提出して、給付金・保険金を請求してください。
3. 給付金・保険金は、その請求に必要な書類が会社の本社に到着した日（以下、「請求書類到着日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に、金融機関等の給付金・保険金の受取人が指定した預金口座に送金することにより支払います。
4. 給付金・保険金を支払うために確認が必要な次の各号にかかげる場合において、保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金・保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の入院または死亡の事実の有無
被保険者の入院または死亡の原因となった疾病の発病または傷害の受傷の時期
 - (2) 給付金・保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
給付金・保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前3号に定める事項または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金・保険金の請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号にかかげる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金・保険金を支払うべき期限は、請求書類到着日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
6. 前2項に定める確認をする場合、会社は、給付金・保険金を請求した者に通知をします。
7. 第3項から第5項に定める支払期限を越えて給付金・保険金を支払う場合は、支払期限満了日の翌日から支払日までの遅延利息年率6%を付けて、給付金・保険金を支払います。
8. 第4項および第5項にかかげる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金・保険金を支払いません。

3. 保険料の払込み

第8条（保険料の払込み）

1. 保険料は、保険期間中、第10条（保険料の払込方法〈経路〉）に定める方法にしたがって、月払または年払の金額を保険料の払込期月内に払込んでください。なお、保険料の払込期月は、払込方法〈回数〉に応じて、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 月払契約の場合、保障する月の1日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合、保障を開始する月の1日から末日まで
2. 保険契約者は、第24条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新の際に、年払から月払に限り、前項の保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。保険料の払込方法〈回数〉の変更を請求するときは、会社所定の書類〈別表4〉を会社に提出してください。

第9条（保険料の払込期月中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込期月中に給付金・保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払込んでください。保険契約者から未払込保険料が払込まれないときは、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき金額から未払込保険料を控除して、給付金・保険金を支払います。

第10条（保険料の払込方法〈経路〉）

1. 保険契約者は、次の各号に定めるいずれかの保険料の払込方法〈経路〉を選択してください。ただし、第(3)号および第(4)号に定める保険料の払込方法〈経路〉は、会社が特に必要と認めた場合に限りです。
 - (1) 会社の指定したクレジットカードにより払込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払込む方法
 - (3) 金融機関等の会社の指定した預金口座に送金することにより払込む方法
 - (4) 現金を会社の本社に持参することにより払込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払込む方法（所属団体と会社間に団体取扱契約が締結されている場合に限りです）。
2. 保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。保険料の払込方法〈経路〉の変更を請求するときは、会社所定の書類〈別表4〉を会社に提出してください。
3. 第1項の規定により選択された保険料の払込方法〈経路〉が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、第1項第(3)号または第(4)号に定める払込方法〈経路〉によって払込んでください。

4. 保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効

第11条（保険料の払込猶予期間および保険契約の無効・失効）

1. 第8条（保険料の払込み）第1項に定める払込期月内に保険料が払込まれなかったとしても、保険料の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までです。

2. 払込猶予期間内に保険料の払込みがないときは、次条第1項で定める場合を除き、会社は、保険契約を次の各号に定めるとおりに取扱います。
 - (1) 第1回保険料の場合、保険契約を無効とします。
 - (2) 第2回以後の保険料の場合、保険料の払込猶予期間満了日の翌日から保険契約の効力を消滅させます（以下「失効」といいます。）。
3. 保険契約が失効した場合であっても、会社は、保険契約の復活の手続きを取扱いません。

第12条（保険料の払込猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）

1. 保険料が払込まれないまま、保険料の払込猶予期間中に給付金・保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払込んでください。保険契約者から未払込保険料が払込まれないときは、会社は、給付金・保険金の受取人の同意を得たうえで、支払うべき金額から未払込保険料を控除して、給付金・保険金を支払います。

5. 保険契約の解約

第13条（保険契約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、会社は、第15条（未経過保険料の払戻し）に定める未経過保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。解約を請求するときは、会社所定の書類〈別表4〉を会社に提出してください。
2. 解約請求書類が会社の本社に到着した日に、会社は、保険契約の効力を消滅させます。

第14条（解約返戻金）

1. この保険契約には、解約返戻金がありません。

第15条（未経過保険料の払戻し）

1. 保険契約満了日を待たずして保険契約が消滅したとき、未経過保険料があれば、会社は、これを保険契約者に支払います。ただし、次の各号に定める事由により保険契約が消滅した場合を除きます。
 - (1) 第4条（保険金・給付金の支払い）第1項の規定により支払事由に該当して死亡保険金を支払った場合
 - (2) 第19条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）の規定により保険契約が取消しまたは無効となった場合
2. 前項の未経過保険料は、すでに払込まれた保険料の総額から、経過期間（保険契約の契約日から保険契約の消滅日までの期間を月単位で計算し、一月未満の端数日は切上げます。）に対応する月数分の月払保険料の額を差引いた額（負値の場合は零とします。）とします。

6. 給付金・保険金の受取人による保険契約の存続

第16条（給付金・保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外のもので保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達したときから1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知のときにおいて次の各号のすべてを満たす給付金・保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約は、その効力を生じません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金・保険金の支払事由が生じ、会社が給付金・保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、給付金・保険金の受取人に支払います。

7. 保険料の増額または給付金額・保険金額の減額、給付金・保険金の削減支払い

第17条（保険料の増額または給付金額・保険金額の減額）

1. 保険期間中であっても、著しく急激に会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。

第18条（給付金・保険金を削減して支払う場合）

1. 急激に給付金・保険金の支払いが増加し、著しく会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、給付金・保険金を削減して支払うことがあります。

8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第19条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取消することができます。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。
2. 保険契約者が給付金・保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、その保険契約を無効とします。この場合、すでに払込まれた保険料は、払いもどしません。

9. 告知義務および告知義務違反による解除

第20条（告知義務）

1. 保険契約の締結の際、会社が支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。

第 21 条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金・保険金の支払事由が生じた後においても、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金・保険金を支払いません。また、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、その返還を求めることができます。ただし、保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が給付金・保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを証明したときには、給付金・保険金を支払います。
3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

第 22 条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次の各号に定めるいずれかの場合には、前条(告知義務違反による解除)の規定により保険契約を解除することができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者が第 20 条(告知義務)に規定する告知をすることを妨げたとき
 - (3) 少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者に対し、第 20 条(告知義務)に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して 1 か月が経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始日から起算して 2 年をこえて有効に継続したとき(ただし、責任開始日から起算して 2 年以内に給付金・保険金の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。)
2. 前項第(2)号および第(3)号の場合には、各号に規定する少額短期保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第 20 条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項本文の規定を適用しません。

10. 重大事由による解除

第 23 条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。）または給付金・保険金の受取人がこの保険契約の給付金・保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）した場合
 - (2) この保険契約の給付金・保険金の請求に関し、給付金・保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額・保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金・保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前 3 号にかかげる事由と同等の事由がある場合
2. 給付金・保険金の支払事由が生じた後においても、会社は、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金・保険金を支払いません。また、この場合に、すでに給付金・保険金を支払っていたときには、その返還を求めることができます。
3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金・保険金の受取人に通知します。

11. 保険契約の更新

第 24 条（保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が満了するとき、保険契約満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内にあり、保険契約者が保険期間の満了日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間の満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新され継続します。その際、被保険者の選択は行いません。
2. 更新後の保険契約の保険期間は、更新日から起算して 1 年です。
3. 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
4. 更新後の保険契約には、更新日において会社を使用する普通保険約款および保険料率を適用します。
5. この約款の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
6. 更新後の保険契約の第 1 回保険料については、第 2 回以後の保険料とみなし、第 2 回以後の保険料と同様の取扱いをします。
7. 前項の規定にかかわらず、更新前の保険契約の保険契約満了日が属する月の保険料または更新後の保険契約の第 1 回保険料が払込猶予期間内に払込まれないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

第 25 条（更新時に契約内容を変更する場合および更新を引受けない場合）

1. 保険契約を更新する際に、会社の収支が悪化したときは、会社の定めるところにより、更新後の保険契約の保険料を増額したり、給付金額・保険金額を減額することがあります。
2. 保険契約を更新する際に、この保険が不採算となり、保険契約の更新の引受けが困難であると認められるときは、会社の定めるところにより、保険契約の更新を引受けないことがあります。

12. 給付金・保険金の受取人

第 26 条（保険金受取人の代表者）

1. 保険金受取人を死亡時における被保険者の法定相続人としている場合で、その法定相続人が 2 人以上いるときは、次の各号に定める 1 人の者を代表者として死亡保険金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
 - (1) 死亡時における被保険者の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいないときは、死亡時における被保険者の法定相続人の協議により定めた者
2. 前項の規定により、会社が死亡保険金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、その後重複してこの死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 保険金受取人が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
4. 故意に被保険者を死亡させた者は、第 1 項に定める代表者としての取扱いを受けることはできません。

第 27 条（保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、保険金受取人を指定または変更することができます。保険金受取人の指定または変更を請求するときは、会社所定の書類<別表 4>を会社に提出してください。
2. 前項の通知が会社に到着する前に指定または変更前の保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に指定または変更後の保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第 28 条（遺言による保険金受取人の変更）

1. 前条(保険金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前 2 項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第 29 条（給付金受取人の死亡）

1. 給付金受取人である被保険者が死亡した場合、死亡時における被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める 1 人の者を代表者として女性疾病入院一時給付金を請求してください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
 - (1) 保険金受取人を特定の個人に指定しており、かつその者が法定相続人である場合は、その者
 - (2) 前号に該当する者がいないときは、死亡時における被保険者の配偶者
 - (3) 前 2 号に該当する者がいないときは、死亡時における被保険者の法定相続人の協議により定めた者
2. 前項の規定により給付金受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

3. 第1項の規定により会社が女性疾病入院一時給付金を死亡時における被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合は、その後重複してこの給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 故意に女性疾病入院一時給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

第30条（保険金受取人の死亡）

1. 保険金受取人を特定の個人に指定している場合であって、保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生前に死亡したときは、死亡時における保険金受取人の法定相続人(法定相続人のうち、死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人)を保険金受取人とします。
2. 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡していた場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
3. 前2項の規定により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その請求方法および受取割合は、第26条(保険金受取人の代表者)の規定を準用します。

13. 保険契約者

第31条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険契約上の一切の権利義務を第三者に継承させることができます。保険契約者の変更を請求するときは、会社所定の書類<別表4>を会社に提出してください。

第32条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が住所変更の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所宛に送付した通知は、通常到達に要する期間を経過したときに、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 契約年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第33条（契約年齢の計算）

1. 被保険者の契約日または更新日における契約年齢は、満年齢で計算します。

第34条（契約年齢および性別の誤りの処理）

1. 被保険者の契約年齢または性別に誤りがあった場合には、次の各号に定める処理をします。
 - (1) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢が会社の定める範囲内であったときは、会社は、その保険契約を会社の定めるところにより、処理します。
 - (2) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢または性別が会社の定める範囲外であったときは、会社は、その保険契約を無効とし、すでに払込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。ただし、保険契約の締結時においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日にはすでに最低契約年齢に到達していたときは、最低契約年齢に達した日が属する月の翌月1日に保険契約が締結されたものとみなし、すでに払込まれた保険料は、その保険契約の保険料に充当します。

15. 契約者配当

第 35 条（契約者配当）

1. この保険契約に対して、会社は、契約者配当を行いません。

16. 時効

第 36 条（時効）

1. 給付金・保険金およびその他この保険契約による諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになったときから 3 年間請求がないときには、消滅します。

17. 保険契約の消滅

第 37 条（保険契約の消滅）

1. 被保険者が死亡した場合、この保険契約は消滅します。

18. 管轄裁判所

第 38 条（管轄裁判所）

1. この保険契約における給付金・保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金・保険金の受取人（給付金・保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、保険契約締結初年度の契約日から起算して 1 年以内に発生した事由に基づく給付金・保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

<別表 1> 給付金額 40 万円が支給される女性疾病

この保険の対象となる女性疾病の範囲は、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものをいいます。

女性疾病の種類	基本分類表番号	分類項目
悪性新生物	C50	乳房の悪性新生物
	C51～C58	女性生殖器の悪性新生物
	C73	甲状腺の悪性新生物
	C79.6	その他の部位の続発性悪性新生物(C79)中の 卵巣の続発性悪性新生物
内分泌、栄養および代謝疾患	E00～E07	甲状腺障害
循環器系の疾患	I00～I02	急性リウマチ熱
	I05～I09	慢性リウマチ性心疾患
筋骨格系および結合組織の疾患	M05～M06	関節リウマチ
	M32	全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡><SLE>
	M33	皮膚(多発性)筋炎
	M34	全身性硬化症
	M35	その他の全身性結合組織疾患
尿路性器系の疾患	N80	子宮内膜症

<別表 2> 給付金額 20 万円が支給される女性疾病

この保険の対象となる女性疾病の範囲は、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものをいいます。

女性疾病の種類	基本分類表番号	分類項目
上皮内新生物	D05	乳房の上皮内癌
	D06	子宮頸(部)の上皮内癌
	D07.0	その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の 子宮内膜
	D07.2	膣
	D07.3	その他および部位不明の女性生殖器
D09.3	その他および部位不明の上皮内癌(D09)中の 甲状腺およびその他の内分泌系	
良性新生物	D25	子宮平滑筋腫
	D26	子宮のその他の良性新生物
	D27	卵巣の良性新生物
	D28	その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物
	D34	甲状腺の良性新生物
	D39	女性生殖器の性状不詳または不明の新生物
	D44	内分泌腺の性状不詳または不明の新生物
D48.6	その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物 (D48)中の 乳房	
尿路性器系の疾患	N60～N64	乳房の障害
	N70～N77	女性骨盤臓器の炎症性疾患
	N81	女性性器脱
妊娠、分娩および産褥の異常	010～016	妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧 性障害
	030～048	胎児および羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分 娩の諸問題

＜別表 3＞ 給付金額 10 万円が支給される女性疾病

この保険の対象となる女性疾病の範囲は、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものをいいます。

女性疾病の種類	基本分類表番号	分類項目
良性新生物	D24	乳房の良性新生物
内分泌、栄養および代謝疾患	E28	卵巣機能障害
尿路生殖器系の疾患	N82～N98	女性生殖器の非炎症性障害(子宮内膜症(N80)および女性性器脱(N81)を除く) 腎尿路生殖器系の処置後障害のうち他に分類されないもの(N99)中の
	N99.2	手術後腔癒着
	N99.3	子宮切除後腔壁脱
	N99.4	処置後骨盤腹膜癒着
妊娠、分娩および産褥の異常	000～008	流産に終わった妊娠
	020～029	主として妊娠に関連するその他の母体障害
	060～075	分娩の合併症
	081～084 (084.0 を除く)	分娩(単胎自然分娩(080)および多胎分娩のうち全児自然分娩(084.0)を除く)
	085～092	主として産褥に関連する合併症
	095～099	その他の産科的病態のうち他に分類されないもの

<別表 4> 請求書類

【I】 給付金・保険金請求の場合

【女性疾病入院一時給付金】

- (1) 給付金・保険金請求書兼同意書 ※
- (2) 医師の診断書 ※
- (3) 入院した病院または診療所の入院証明書 ※
- (4) 被保険者の住民票
- (5) 給付金受取人の戸籍抄本
- (6) 給付金受取人の印鑑証明書
- (7) 保険証券

【死亡保険金】

- (1) 給付金・保険金請求書兼同意書 ※
- (2) 医師の死亡証明書または死体検案書 ※
- (3) 相続人代表者選定通知書兼相続人念書 ※
- (4) 被保険者の住民票
- (5) 被保険者の戸籍謄本
- (6) 法定相続人の印鑑証明書
- (7) 保険金受取人の戸籍抄本
- (8) 保険金受取人の印鑑証明書
- (9) 保険証券

(備考)

- i. 上記書類のうち、※印は会社所定のもので、会社事務所に用意してあります。
- ii. 上記書類は、会社の本社または指定した場所に提出してください。
- iii. 上記にかかわらず、会社が必要と認めたときは、被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本を求めることがあります。また、会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは提出書類の一部省略を認めることがあります。
- iv. 会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、または会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

【Ⅱ】 その他手続き請求の場合

【保険料払込方法〈回数〉の変更】

- (1) 保険料払込方法〈回数〉変更請求書 ※
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険料払込方法〈経路〉の変更】

- (1) 保険料払込方法〈経路〉変更請求書 ※
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険金受取人の変更】

- (1) 名義変更請求書 ※
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【保険契約者の変更】

- (1) 名義変更請求書 ※
- (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

【解約】

- (1) 保険契約解約請求書 ※
- (2) 保険契約者の印鑑証明書
- (3) 保険証券

(備考)

- i. 上記書類のうち、※印は会社所定のもので、会社事務所に用意してあります。
- ii. 上記書類は、会社の本社または指定した場所に提出してください。
- iii. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは提出書類の一部省略を認めることがあります。